

外国人技能実習生の労働条件確保のための監督指導状況

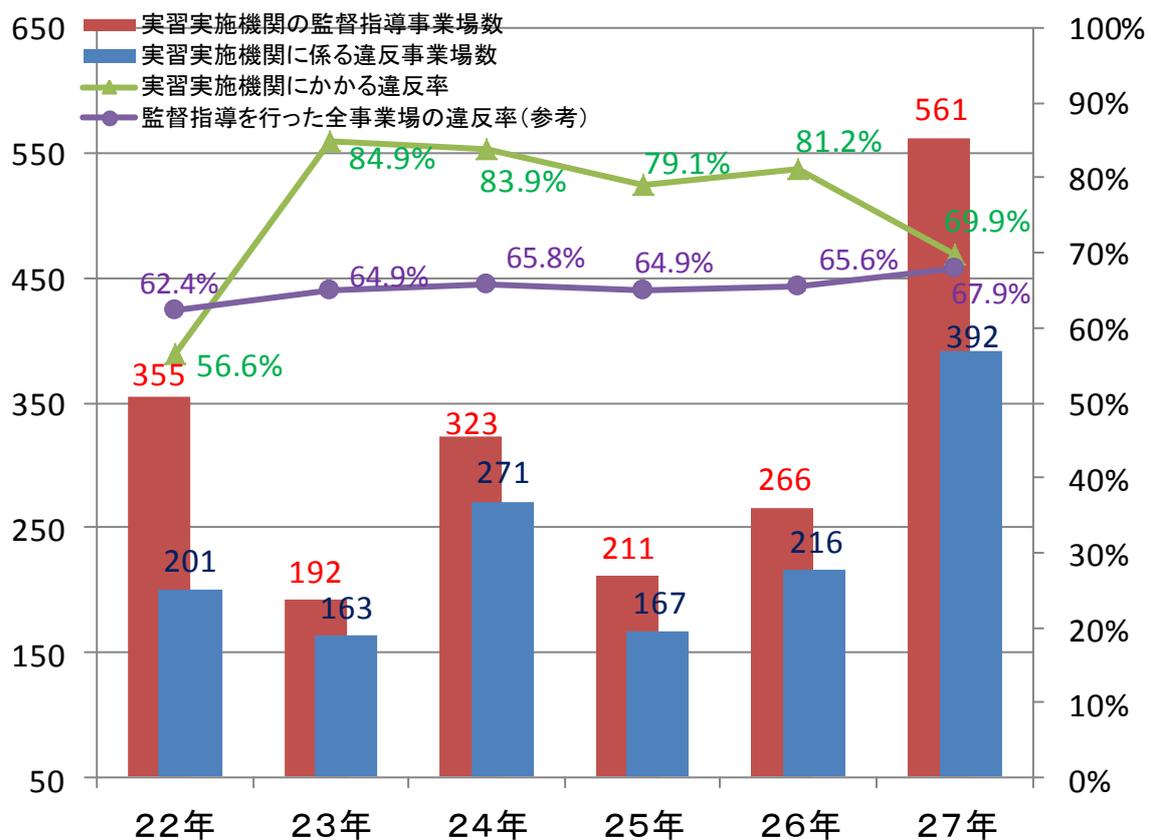
愛知労働局

愛知労働局においては、外国人技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでいるところであり、平成27年には実習実施機関561事業場に対し監督指導を実施し、このうち69.9%に当たる392事業場でなんらかの労働基準関係法令違反が認められた。

悪質な違反事業場に対しては、書類送検を実施するなど厳しい態度で臨んでいる。

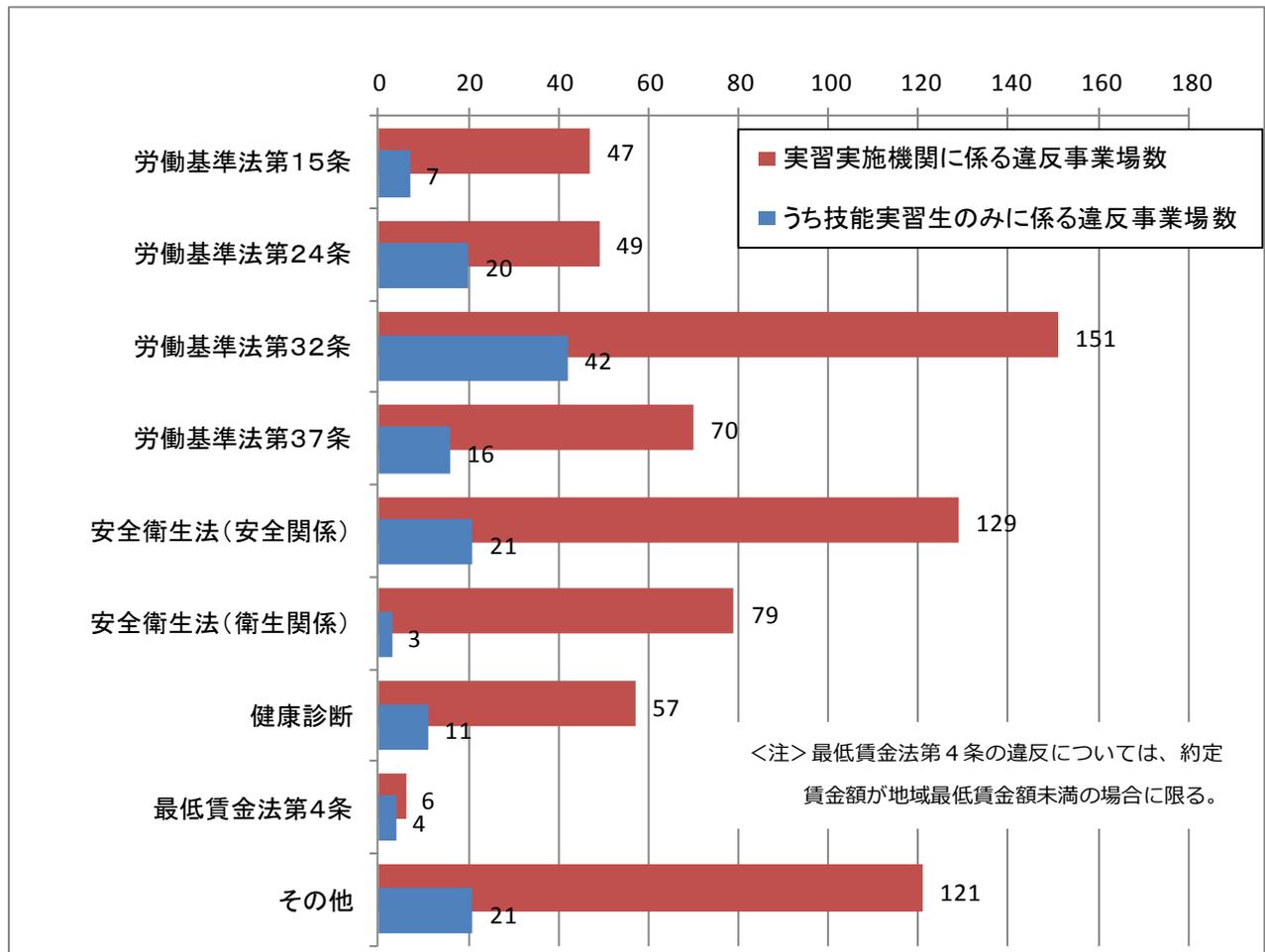
1 監督指導状況

- (1) 平成22年以降において、労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は次のとおりである。



※ 実習実施機関に係る違反事業場数、違反率については技能実習生以外の違反を含む。

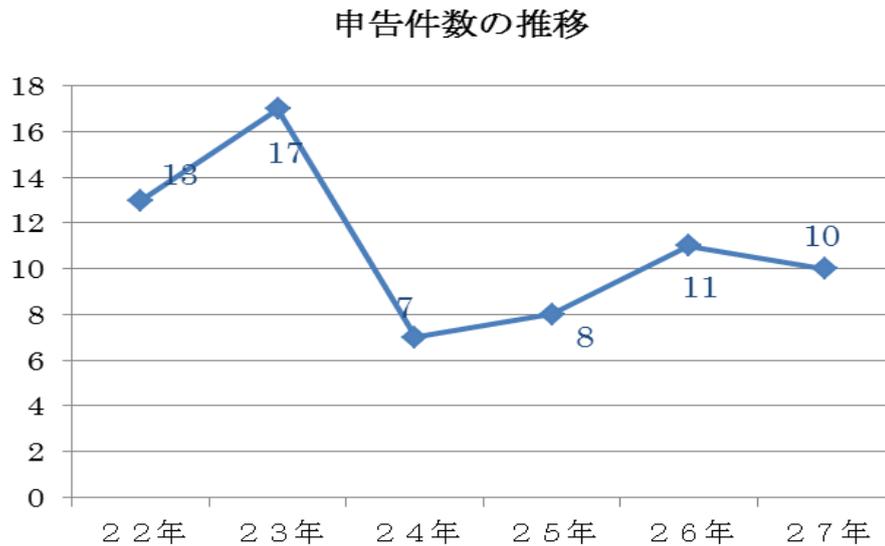
(2) 平成27年における実習実施機関に係る主な違反内容別違反事業場数及びその内の技能実習生のみに係る主な違反内容別違反事業場数は次のとおりである。



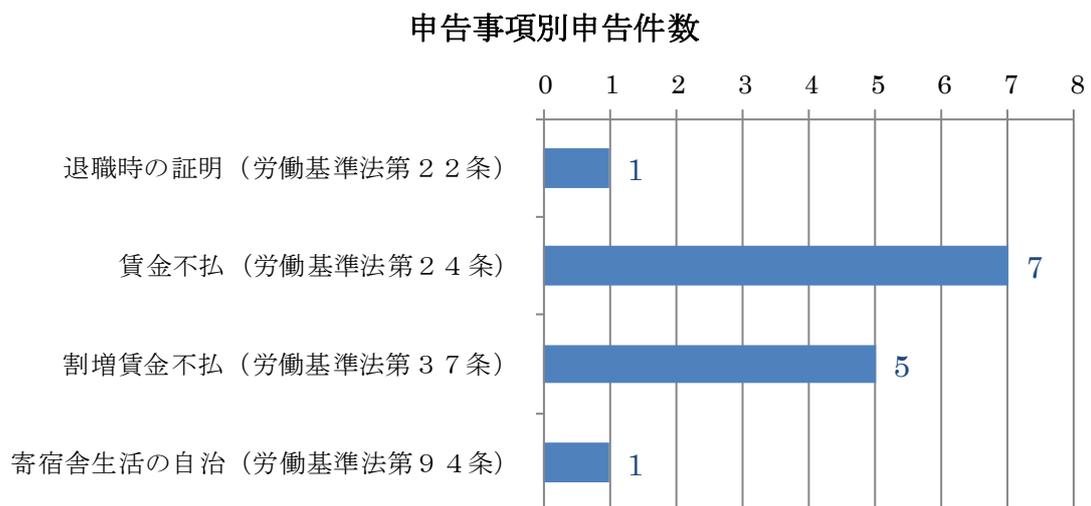
実習実施機関に係る違反内容のうち、労働基準法第32条（労働時間）、安全衛生法関係が多く見られる。なお、「その他」には労働基準法第89条（就業規則の作成及び届出）、労働基準法第106条（法令等の周知）などの違反が含まれている。

2 申告状況

- (1) 平成22年以降において、労働基準監督署に対して外国人技能実習生から労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告件数は次のとおりである。



- (2) 平成27年における主な申告事項は次のとおりである。



<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。